

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月28日
(火曜日)

目次

- 告示
家畜伝染病の発生の届出(畜産課).....一
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....一
平成十七年度毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課).....二
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
人委公告
平成十七年度山口県職員採用中級・初級試験の実施.....四
平成十七年度山口県保健師・助産師採用試験、臨床検査技師採用試験及び看護師採用試験の実施.....六
平成十七年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施.....九
平成十七年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施.....一
公安委告示
警備員等の検定の実施.....一三
- 山口県告示第三百七十二号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、
家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。
平成十七年六月二十八日

山口県知事 二井 関 成

病名 種類 患畜又は
疑似患畜
の区分 頭数 発生場所 発生年月日

ヨ一ネ病 牛(ホル 患 畜 一 萩市大字高佐下二七〇 平成一七、六、二〇
スタイン 種) 九の三七

(三五九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年六月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 素敵な人生
代表者の氏名 大嶋 元
主たる事務所の所在地 山口市折本二丁目八番七号

三 定款に記載された目的

身体障害者及び知的障害者の人々を対象に、家庭的な雰囲気重視した諸活動を行うことにより、障害者の日常生活の援助又は介護を行い、障害者の自立に貢献するとともに、地域の人々の障害者に対する理解を深め、もって社会全体の公益に寄与することを。

(三六〇) 平成十七年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成十七年六月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
平成十七年十一月十九日(土曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市大字秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
山口市大字吉敷三三三五番地一
山口県総合保健会館
- 三 受験願書の受付期間
平成十七年九月一日(木曜日)から同年九月三十日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 四 受験願書等の提出先
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。
- 五 提出書類
(一) 受験願書
(二) 戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書)
(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)
- 六 受験手数料
一万五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、平成十七年十二月五日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三三〇二〇)にすること。

(三六一) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年六月二十八日から同年十月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。
平成十七年六月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン小郡
所在地 吉敷郡小郡町大字下郷三五二九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 横田 稔弘
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社映像のシルク	有限会社映像のシルク
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	美祿市大嶺町東分二九三の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	末永 陽佐

四 届出年月日

五 平成十七年六月一日
変更年月日
平成十五年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン小郡
所在地 吉敷郡小郡町大字下郷三五二九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 横田 稔弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都台東区上野七丁目一四番四号	東京都千代田区神田佐久間河岸六七

四 届出年月日
平成十七年六月一日
変更年月日
平成十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン小郡
所在地 吉敷郡小郡町大字下郷三五二九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 横田 稔弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	松尾 茂和	横田 稔弘

四 届出年月日

五 平成十七年六月一日
変更年月日
平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン小郡
所在地 吉敷郡小郡町大字下郷三五二九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 横田 稔弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 三和興産株式会社	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 宇部市大字藤曲一四 一番三一号

四 届出年月日
平成十七年六月一日
変更年月日
平成十六年九月十三日

(三六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年二月四日山口県公告(五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祿市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十七年六月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祿市商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十七年六月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンマート美祿店・クスリ岩崎チェーン美祿店
所在地 美祿市大嶺町東分一二三一

山口県知事 二井 関成

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



公 告

平成十七年度山口県職員採用中級・初級試験の実施
平成十七年度山口県職員採用中級・初級試験を次のとおり実施します。
平成十七年六月二十八日
山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

区試 分級		試験 職種	採用 予定人員	職 務 の 概 要
初 級	電	電気	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務 知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
	警	警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
	事	事務	五人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関における一般行政事務
	司	司書	二人程度	山口県立山口図書館及び山口県立大学附属図書館における専門業務
	小	小・中学校栄養士	二人程度	市町村立小・中学校、学校給食センター等における専門業務
中 級	小	小・中学校事務	二人程度	市町村立小・中学校における一般事務

なお、小・中学校栄養士又は小・中学校事務の試験職種で合格して採用された者の身分は、市町村職員であり、県職員との人事交流はありません。

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

中級	区試 分級	試験区分		試験 内容	試験 時間
		試験 名	試験 職種		
		試験 名	試験 職種	試 験 の 内 容	二時 三分
		試験 名	試験 職種	試 験 の 内 容	二時 三分
		試験 名	試験 職種	試 験 の 内 容	二時 三分

試験区分 受 験 資 格

初 級 昭和五十五年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、次の資格要件を併せ有するものに限ります。
1 司書の資格を有する者又は平成十八年三月三十一日までに当該資格を取得する見込みの者
2 小・中学校栄養士
栄養士の免許を有する者又は平成十八年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者
昭和五十九年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めするものを含み、短期大学を除く。)の卒業生及び平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)

中 級

(一) 第一次試験
1 方法、内容等
中級試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、初級試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び適性試験を次の表のとおり行います。

三 試験の方法、内容、日時、場所等
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
1 日本の国籍を有しない者(司書、小・中学校栄養士、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

初級			
試験種別	試験科目	試験内容	試験時間
警察事務 小・中学校事務	電士 気木	試験職種に必要となる一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験	二時間
計算、分類、形態知覚等の能力についての択一式による筆記試験		試験職種に必要となる専門的な知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。	二時間
十五分			二時間

2 日時
平成十七年九月二十五日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後三時三十分(初級試験のうち、適性試験を行う試験職種にあつては、午後零時四十五分)まで

3 場所
山口県立徳山高等学校

試験区分	試験地	会場
初級	周南市 山口市 下関市	山口県立徳山高等学校 山口県立大学 山口県立下関西高等学校
中級	山口市	山口県立大学

(二) 第二次試験
1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

中級試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、初級試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 中級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 初級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

適性試験 二〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験、専門試験又は適性試験の得点が平均点の七割五分未満の場合、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十七年十月六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十七年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、中級試験の合格者にあつては月額十五万四千三百円、初級試験の合格者にあつては月額十三万八千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十七年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十七年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十七年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)に問い合わせてください。

別表

区試験	試験職種	出題分野
初級	電気	数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 物理 情報技術基礎 自動制御
中級	小・中学校栄養士	公衆衛生学 食品衛生学 栄養学 食品学 栄養指導 調理理論
中級	司書	生涯学習概論 図書館概論 図書館経営論 図書館サービス論 情報サービス論 又論 図書館資料論 専門資料論 資料組織論 児童サービス論 図書及び図書館史 資料特論 コミュニケーション論 情報機器論
区試験	試験職種	土木
中級	土木	数学 物理 情報技術基礎 土木設計 水理 土質力学 測量 土木計画 土木施工

公 告

平成十七年度山口県保健師・助産師採用試験、臨床検査技師採用試験及び看護師採用試験の実施

平成十七年度山口県保健師・助産師採用試験、臨床検査技師採用試験及び看護師採用試験を次のとおり実施します。

平成十七年六月二十八日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

区試験	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師・助産師	保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター及び児童福祉施設)における専門業務

看 護 師	看 護 師	助 産 師
看 護 師	看 護 師	助 産 師
二十人程度	一人程度	五人程度
知事部局(主として健康福祉センター及び県立病院)における検査等の専門業務		知事部局(主として県立病院)における専門業務
おける専門業務		

二 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	試験職種	受 験 資 格
助産師・保健師	助産師 保健師	昭和五十一年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者で、保健師の見込みのもの若しくは第九十二回保健師国家試験(平成十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの 昭和五十一年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者で、助産師の見込みのもの若しくは第八十九回助産師国家試験(平成十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
臨床検査技師	臨床検査技師	昭和五十一年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師の見込みのもの若しくは第五十二回臨床検査技師国家試験(平成十八年三月三十一日まで)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの 昭和五十一年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者で、看護師の見込みのもの若しくは第九十五回看護師国家試験(平成十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
看護師	看護師	昭和五十一年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者で、看護師の見込みのもの若しくは第九十五回看護師国家試験(平成十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

- (1) 教養試験
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
- (2) 専門試験
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時
平成十七年九月二十五日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所
山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十七年十月下旬に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点
口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十七年十月六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十七年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、保健師にあつては月額十六万二千二百円、助産師にあつては月額十九万六千六百円、臨床検査技師にあつては月額十六万五千五百円、看護師にあつては月額十七万八千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。受付の期間及び時間

平成十七年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十七年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十七年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
保健師	地域看護学 疫学・保健統計 保健福祉行政論
助産師	看護学一般 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理

臨床検査技師	公衆衛生学 微生物学	臨床検査総論	生理学	病理学	臨床化学	血液学	免疫・血清学
看護師	基礎看護学 神看護学	在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学

公 告

平成十七年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施
平成十七年度警察官(男性)採用(B)共同試験を次のとおり実施します。
平成十七年六月二十八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度
東京都	
大阪府	
兵庫県	それぞれ二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

- (一) 昭和五十一年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた男性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員に行って行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十七年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関水上警察署

山 口 市 山口県警察本部

周 南 市 山口県周南警察署

吉敷郡小郡町 山口県総合交通センター

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十七年十月中旬に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十七年九月二十九日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十七年十一月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十七年十一月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成十八年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所のし、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。採用者は、調査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十六万三千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手

をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(一) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(二) 受付の期間及び時間

平成十七年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十七年八月二十六日までの消印のあるものに限りません。

(三) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十七年七月五日(火曜日)午前九時から同年八月十九日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。

公 告

平成十七年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成十七年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成十七年六月二十八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

二 二人程度 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十一年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十七年九月十八日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関水上警

察署

山 口 市 山口県警察本部
周 南 市 山口県周南警察署
吉敷郡小郡町 山口県総合交通センター

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十七年十月中旬に山口市及び吉敷郡小郡町で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十七年九月二十九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十七年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成十八年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十六万三千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十七年七月五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十七年七月五日(火曜日)から同年八月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成十七年八月二十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成十七年七月五日(火曜日) 午前九時から同年八月十九日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)若しくは山口県内の警察署、交番若しくは駐在所に問い合わせてください。



山口県公安委員会告示第四十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第十一条の二の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成十七年六月二十八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
交通誘導警備	二級	四十名

二 検定の日時及び場所

日	時	場	所
平成一七、一〇、三	午前九時から午後五時まで	山口市大字仁保下郷一四五九番地	山口県警察学校
" "	" "	" "	" "

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。ただし、次のいずれかに該当する者は、受検できない。

(一) 法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

(二) 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成十七年八月一日(月曜日)から同月二十二日(月曜日)まで(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第十六号)第一条第一項の県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書(正副二通)
(二) 添付書類
副本に添付する場合にあつては、当該書類の写しでもよい。

1 履歴書

2 住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

- 3 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)
 - 4 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
 - 5 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 - 6 警備員等の検定に関する規則第五条第一号及び第二号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 7 県外在住警備員にあつては、山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)
- 七 受検手数料
二万二千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書正本の下部余白欄にはること。
- 八 この収入証紙には消印をしないこと。
受験票の交付
- 九 検定申請書を提出した警察署において交付する。
その他
- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
 - (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成十七年六月二十八日印刷
平成十七年六月二十八日発行

発行人所

山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)